

基安発0928第2号

平成22年9月28日

山武コントロールロダク株式会社

代表取締役社長 玉寄 長務 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

構造規格を具備していない防爆構造電気機械器具の
回収・交換及び再発防止策の徹底について

今般、貴社から報告のあった構造規格を具備していない防爆構造電気機械器具（以下「不適合機器」という。）の譲渡については、不適合機器に対する検査体制の不備から発生したもので、労働安全衛生法第42条の規定に違反するものであり、労働安全衛生関係法令の遵守の観点から極めて遺憾である。

については、下記に留意の上、不適合機器の回収・交換を行うとともに、再発防止対策の徹底について万全を期されたい。

記

1 不適合機器の回収・交換の徹底について

今般、貴社が製造している防爆構造電気機械器具で不適合機器と同一型式の機器が納入されている事業者に対して全数を点検するとともに、不適合機器について早急に回収し、構造規格を具備した機器に交換すること。

また、点検及び回収・交換の進捗状況について、定期的に報告すること。

2 再発防止対策の徹底について

(1) 検査体制の見直し及び適正な施行について

貴社が製造している防爆構造電気機械器具について、構造規格に適合していることを確実に担保できるよう、検査の頻度や手法など明確な基準を確立するなど万全の検査体制を確立の上、その結果について、報告すること。

(2) 部門間の連絡調整の徹底について

不適合機器が生じた同一型式の機器については、設計上の構造規格要件に係る重要情報が設計部門から製造部門及び検査部門に対して十分に伝達されなかったことから、これが確実に反映されるよう、部門間の連絡調整体制の見直し、教育訓練の充実など再発防止策を検討の上、その結果について報告すること。